

東大阪市立図書館基本構想の改訂について(案)

1. 改訂に係る背景と概要

平成27(2015)年3月、「今後の市立図書館全体の機能・サービス等のあり方を整理したうえで、再整備する新たな2館がどのような機能・サービスを担うべきかを検討するため」、「東大阪市立図書館基本構想」(以下「基本構想」という。)が策定された。

基本構想では、当初、平成27(2015)年度から平成33(令和3)(2021)年度までの7年間のスケジュールをロードマップとして掲げていたが、「図書館サービス網の整備」に関わる「他施設との複合機能化」に掲げる「文化複合施設」(四条図書館)の整備計画が、令和2(2020)年10月に一旦凍結が示されたことを受け、昨年3月に基本構想の実実施スケジュールを1年間追加したうえで、この間の状況整理を含めた改訂を行ったものである。

一方、昨年12月、「東大阪市公共施設再編整備計画」を見直し、四条図書館敷地に(仮称)こどもセンターと図書館を複合施設として再整備することが決定された。

(仮称)こどもセンターは、子どもファースト、子ども中心のまちづくりの拠点となることをめざす施設である。四条図書館は、基本構想において、文化複合施設として再整備することとなっているが、これを(仮称)こどもセンターとの複合施設として、新たに位置付けることになる。なお、文化複合施設整備基本計画において、四条図書館の特色あるサービスとして「子育て支援サービス」を掲げているが、(仮称)こどもセンターと複合する計画においても、引き続き子育て支援サービスの充実を図っていく予定である。

これらを踏まえ、現在の基本構想のスケジュールに令和5年度の1年間をさらに追加し、令和4年度に実施した主な事業の取組状況の精査と文化複合施設に関する記述部分の見直しを行うとともに、令和5年度に重点的に取組む事業を整理したうえで、令和6年度からの新しい基本構想の策定準備を進めていくものである。

2. (仮称)こどもセンターと四条図書館について

【概要】

『児童相談所機能、子ども家庭総合支援拠点機能(児童福祉)、子育て世代包括支援センター機能(母子保健)を核に、子育て支援機能など子どもと家庭のサポートに関わる幅広い機能をあわせて持ち、子どもたちの支えとなる施設』である(仮称)こどもセンターと図書館を複合し、四条図書館敷地において再整備することとしている。(東大阪市公共施設再編整備計画(令和4年12月改正)より)

【経過】

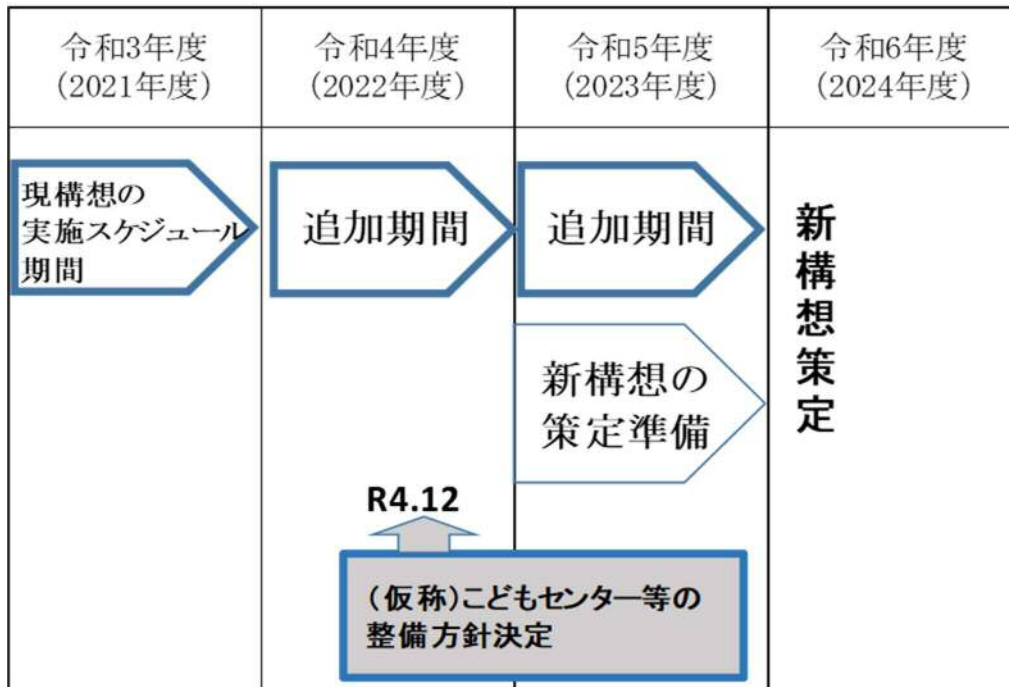
令和4年2月 本市に児童相談所を設置することが決定
4月 子どもすこやか部に児童相談所設置準備室が新設
12月 四条図書館敷地に(仮称)こどもセンターと図書館を複合施設として整備することが決定

(裏面へ)

3. 現基本構想における事業の取組と新構想の策定準備

昨年3月に実施スケジュールを1年間追加するとともに、この間の状況整理を含めた改訂を行ったところであるが、今回、更に期間を1年追加するにあたり、今後進めていく具体的な事業について別添のとおりまとめることとする。

そして新構想については、図書館の情勢変化や新たな課題にも的確に対応できるよう、図書館協議会のご意見等も踏まえながら、現構想の現状分析及び課題の抽出、アンケート調査及びパブリックコメント等を行ったうえで、令和5年度中の策定をめざすものである。



4. 実施スケジュールの期間追加に係る改訂方針(案)

(1) 実施スケジュール期間	・平成 27(2015)～令和 4(2022)年度 ⇒ 平成 27(2015)～令和 5(2023)年度
(2) 主な施策	・現在掲げている施策を基本とする。 ・(仮称)こどもセンターと図書館を複合施設として再整備することに伴い、現基本構想の「3.3.他施設との複合機能化」の「(1)四条図書館」に記載されている内容の見直しと、この間の状況整理を行う。